

## 利用供給協定書（わら利用）の事例

### 耕畜連携助成における利用供給協定書

#### （飼料作物の種類）

第1条 この利用供給協定書は、甲と乙が連携して、水田で生産された飼料用米（稻SGS）の稻わらを収集し、家畜に供与することで、水田における飼料生産の拡大を推進し、水田の有効活用と飼料自給率の向上を図ることを目的とする。

#### （実施の主体）

第2条 甲は、耕畜連携助成の実施者として、水田において飼料用米（稻SGS）を作付けする者とする。

2 乙は、甲が生産した稻わらを利用する者とする。

#### （水田の場所等）

第3条 甲が飼料用米（稻SGS）を作付けする水田および刈取り時期は別紙のとおりとする。

#### （協定締結期間）

第4条 この協定の有効期限は、締結日から3年間とする。ただし、期間満了の2ヶ月前までに甲・乙いずれからも文書による別段の意思表示がないときは、さらに3年間延長するものとする。

#### （役務と対価）

第5条 甲は、稻わらを収集し、乙に供給するものとする。

2 乙は、稻わらの代金及び収集料として、甲に10aあたり、○○○○円を支払うものとする。

#### （協定の補完）

第6条 この協定に定めのない事項については、その都度甲・乙が協議の上決定する。

以上、協定締結の証として、本協定書2通を作成し、それぞれ1通ずつ保管することとする。

令和8年4月1日

甲（飼料用米を生産する者）

住 所 鶴岡市○○○○○○

氏 名 鶴岡一郎

印

乙（稻わらを利用する者）

住 所 鶴岡市○○○○○○

氏 名 鶴岡二郎

印